

地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当調書

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入）

・ 地方消費税交付金	280,000 千円
内 社会保障財源化分	128,800 千円

（歳出）

・ 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

款 名称	項 名称	目 名称	予算額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	そ の 他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	5 障害者医療費	60,040	29,515	0	7,265	23,260
		6 障害者福祉費	826,893	614,962	51	100,565	111,315
	2 児童福祉費	6 子ども医療費	66,477	27,469	0	7,929	31,079
		7 ひとり親家庭等 医療費	28,497	13,456	0	3,450	11,591
4 衛生費	1 保健衛生費	2 健康増進事業費	34,542	1,599	360	3,611	28,972
		3 予防費	49,571	0	0	5,980	43,591
合 計			1,066,020	687,001	411	128,800	249,808